

資料編

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例

昭和 60 年 4 月 1 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 東久留米市長期総合計画基本構想を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、東久留米市長期総合計画基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画基本構想の策定に関する必要な事項を調査及び審議し、答申する。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画経営室において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 14 年 12 月 27 日条例第 28 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿

(敬省略；選出区分別50音順)

選出区分	氏名	備考
市議会議員	小山 慣一	平成22年2月から
	沢田 孝康	
	篠原 重信	
	富田 竜馬	
	並木 克巳	平成21年12月まで
	間宮 美季	
学識経験を有する者	菊池 威	会長
	渋井 信和	副会長
公共的団体等の代表者	齋藤 正人	
	野島 政子	
	松本 清	
市長が必要と認める者	生田 守	
	梅本 富士子	
	大塚 久子	
	小山 典子	
	土屋 正夫	

諮問書

写

20 東久企企発第37号
平成21年1月21日東久留米市長期総合計画基本構想審議会
会長 菊池 威 殿

東久留米市長 野崎 重 弥

諮 問 書

平成23年4月から10カ年を目標年次とする第4次長期総合計画を策定するに当たり、まちづくりの基本的な方向・方針を示し、かつ、計画的な行政運営の指針となる基本構想に係る下記事項について貴審議会の意見を明示下さるよう諮問します。

なお、答申は平成22年7月31日までに提出下さるよう申し添えます。

記

1. まちの将来像
2. まちづくりの基本理念
3. まちづくりの基本目標
4. 人口と土地利用に関する方針
5. 基本的な施策（基本目標を達成するための施策の大綱）
6. 基本構想実現のための方策

答申書

写

22 東久企企発第16号
平成22年7月27日

東久留米市長 馬場 一 彦 殿

東久留米市長期総合計画基本構想審議会
会長 菊池 威

答 申 書

平成21年1月21日付20東久企企発第37号をもって、本審議会に諮問されました、市政運営の指針となる第4次長期総合計画基本構想について、ここに成案を得ましたので、別冊資料を添えて答申いたします。

答申にあたって

東久留米市長期総合計画基本構想審議会は、平成21年1月21日に東久留米市長より平成23年から10カ年を目標年次とする第4次長期総合計画を策定するにあたり、まちづくりの基本的な方向・方針を示し、かつ、計画的な行政運営の指針となる基本構想にかかる意見の明示についての諮問を受け、東久留米市議会からの選出委員、学識経験者、市民委員の総勢15名の委員により審議してまいりました。また、より多くの市民意見を取り入れるためのさまざまな取り組みに努めながら、全13回の審議を経て本答申を取りまとめました。

審議会においては、現在の東久留米市を取り巻く諸状況の把握と今後どのような変化が起こり得るかの予測から始まり、現状と今後の課題を踏まえ、これからのまちづくりにおけるビジョンや目指すべき方向性などについて、市民目線による議論を重ねてきました。とりわけ、計画期間中に実現すべき大きな目標として、食育の推進や市民の意向が高い地産地消の仕組みづくりを進めることなどによる食と農業を支えるまちづくりと、まちのあり様を大きく変えるであろう大規模団地の建替えにより生じる余剰地の活用について、まちの活性化に資することを期待しての熱論を交わしました。混沌とした景気の足取りや少子高齢化の確実な進展が不確かな未来に影を投げかけている時代にあって、前例、実績の延長線上で物事を考えるのは極めて困難なことではありました。しかしながら、東久留米市の象徴とも言える「水とみどり」を活かすこと、人々のつながりを豊かにすること、まちの活力を生み出すことを考え方の基本として、今後も引き続き厳しい財政状況が予想される中であっても、子どもたちの将来に負担を残さず、東久留米市が明るい未来へと向かうための基本的な構想を示すことができました。

これまで、市民フォーラムや意見交換会、パブリックコメント等を通じて、さまざまなお意見等をお寄せくださいました市民の皆様から感謝を申し上げますとともに、本答申に描かれたまちの将来像が市民と行政との協働によって着実に実現されるよう心から期待いたします。

東久留米市長期総合計画基本構想審議会

会 長 菊池 威

副会長 渋井 信和

委 員	生田 守	梅本富士子	大塚 久子
	小山 慣一	小山 典子	齋藤 正人
	沢田 孝康	篠原 重信	土屋 正夫
	富田 竜馬	野島 政子	松本 清
	間宮 美季		(50音順)

東久留米市長期総合計画基本構想審議会審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成21年 1月21日	東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例について 委員の委嘱 会長及び副会長の互選 諮問書の交付 審議会の運営方法について 第4次長期総合計画策定方針について 第4次長期総合計画基礎調査報告書（抜粋編・原版）について
第2回	2月23日	第4次長期総合計画基礎調査報告書について 市民アンケート調査の結果について 団体ヒアリング調査の結果について 人口・財政フレームについて
第3回	4月22日	第4次長期総合計画基礎調査報告書について 第3次長期総合計画の進捗状況等の把握 主要指標の推計 第4次長期総合計画の策定に向けた課題の抽出及び整理 今後の審議会の進め方について（案）
第4回	5月20日	第4次長期総合計画の策定に向けて （東久留米市の将来像について）
第5回	6月24日	第4次長期総合計画の策定に向けて （前回の意見を参考に東久留米市の将来像について）
第6回	7月14日	第4次長期総合計画の策定に向けて （審議会委員の意見を踏まえて事務局案を提示し検討）
第7回	8月17日	第4次長期総合計画基本構想（案）について
第8回	9月18日	第4次長期総合計画基本構想中間答申（原案）について
	10月7日	市長への中間答申
第9回	平成22年 1月13日	第4次長期総合計画基本構想（案）について 市民フォーラムの開催報告について パブリックコメントの結果について
第10回	2月15日	第4次長期総合計画基本構想（案）について
第11回	4月2日	第4次長期総合計画基本構想（案）について
第12回	5月11日	第4次長期総合計画基本構想（素案）について
第13回	7月6日	第4次長期総合計画基本構想答申（最終案）について 市民と基本構想審議会委員との意見交換会の開催報告について パブリックコメントの結果について
	7月27日	市長への答申 審議会会長による長期総合計画策定委員会に対する講演会

市民参加事業の状況

開催		事業の内容
平成 20 年	10 月	東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員公募
	11 月	第 4 次長期総合計画策定に向けたアンケート調査 (調査対象 3,000 人、回収結果 1,008 人)
		各種団体・企業等の意識把握 (ヒアリング調査) (調査団体 4 事業所、5 関連団体)
平成 21 年	5 月 9 日	中学生・高校生意見交換会 ・ワークショップ形式 (市庁舎) ・インタビュー形式 (子どもセンターひばり)
	8 月 1 日	ポスターセッション (市民プラザ・屋内ひろば) 審議会会長との意見交換会 (市民プラザ・屋内ひろば)
	8 月 3 日	ポスターセッション (東部地域センター)
	8 月 5 日	ポスターセッション (南部地域センター)
	8 月 6 日	ポスターセッション (わくわく健康プラザ)
	8 月 7 日	ポスターセッション (西部地域センター)
	8 月 9 日	ポスターセッション (スポーツセンター)
	8 月 14 日	ポスターセッション (野火止地区センター)
	9 月 13 日	ポスターセッション (生涯学習センター・旧中央公民館)
	10 月 10 日	市民フォーラム (生涯学習センター・旧中央公民館) ・審議会会長による基調講演 ・市民シンポジウム
	11 月	パブリックコメント募集 (基本構想 中間答申)
平成 22 年	5 月	パブリックコメント募集 (基本構想 素案)
	5 月 22 日	市民と基本構想審議会委員との意見交換会 (市民プラザ・屋内ひろば)
	12 月	パブリックコメント募集 (前期基本計画 素案)

主な市民参加事業の実施概要

1 中学生・高校生意見交換会（ワークショップ形式・インタビュー形式）

【午前の部】ワークショップ形式による意見交換

実施テーマ 「10年後のまちづくり」

開催日時 平成21年5月9日（土）午前9：30～正午

会場 市庁舎4階 庁議室

参加者 市内中学生 10名

長期総合計画基本構想審議会会長

長期総合計画基本構想審議会委員2名

【午後の部】インタビュー形式による意見交換

実施テーマ 「10年後のまちづくり」

開催日時 平成21年5月9日（土）午後4時30分～午後6時

会場 子どもセンターひばり

参加者 児童館を利用する市内中学生・高校生 32名

長期総合計画基本構想審議会委員2名

ワークショップ形式による意見交換



2 ポスターセッションと審議会会長との意見交換会

実施テーマ 東久留米市の現況と課題、基本構想の策定状況について

開催日時 平成21年8月1日(土) 午前10時～午後5時

会場 市民プラザ・屋内ひろば

出席者 長期総合計画基本構想審議会会長

来場者 審議会会長との意見交換会 約30名

[第1部] ポスターセッション

[第2部] 来場者との意見交換

[その他] 「住みつづきたいまちの実現のために」をテーマにした自由意見の提出

ポスターセッション全体の実施概要

開催日時		会場	
平成21年8月 1日(土)	午前10時～午後3時	市民プラザ・屋内ひろば	
8月 3日(月)	午前9時～正午	東部地域センター	
8月 5日(水)	午前9時～正午	南部地域センター	
8月 6日(木)	午後1時～午後3時	わくわく健康プラザ	
8月 7日(金)	午前9時～正午	西部地域センター	
8月 9日(日)	正午～午後4時	スポーツセンター	
8月14日(金)	午前10時～正午	野火止地区センター	
9月13日(日)	午後1時～午後3時	生涯学習センター(旧中央公民館)	

ポスターセッションと審議会会長との意見交換会



3 市民フォーラム

実施テーマ 基本構想の策定状況について

開催日時 平成21年10月10日(土) 午後1時30分～午後4時30分

会場 生涯学習センター(旧中央公民館)

来場者 約150名

[第1部] 基調講演

テーマ：「自然に寄り添う都市(まち)をめざして」

講師：長期総合計画基本構想審議会会長 菊池 威 氏

(亜細亜大学経済学部教授)

[第2部] 市民シンポジウム

テーマ：「第4次長期総合計画 ～これからの10年に向けて」

コーディネーター：

菊池 威 氏(長期総合計画基本構想審議会会長)

パネリスト：

橋本 ヒロ子 氏(十文字学園女子大学社会情報学部教授)

渋井 信和 氏(東久留米市都市計画審議会会長)

横井 祐 氏(東久留米市健康づくり推進協議会委員)

大塚 久子 氏(長期総合計画基本構想審議会委員)

野崎 重弥 氏(前東久留米市長)

[第3部] 質疑応答

市民フォーラム



4 市民と基本構想審議会委員との意見交換会

- 実施テーマ 基本構想（素案）について
- 開催日時 平成 22 年 5 月 22 日（土）午前 10 時～正午
- 会場 市民プラザ・屋内ひろば
- 来場者 約 30 名
- [第 1 部] ポスターセッション
- [第 2 部] 策定状況の説明
- [第 3 部] 来場者との意見交換

パネリスト：

- 菊池 威 氏（長期総合計画基本構想審議会会長）
- 渋井 信和 氏（長期総合計画基本構想審議会副会長）
- 大塚 久子 氏（長期総合計画基本構想審議会委員）
- 小山 満 氏（東久留米市企画経営室長）

市民と基本構想審議会委員との意見交換会



東久留米市第4次長期総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市第4次長期総合計画における基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、東久留米市長期総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、基本計画策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

(組織)

第3 委員会は、東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和46年東久留米市規則第25号）第4条第1項に規定する者（ただし、市長を除く。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、東久留米市副市長を、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 環境・都市部会
- (2) 福祉・健康部会
- (3) 子ども・教育部会
- (4) 地域振興部会
- (5) 計画推進部会

- 2 部会は、委員会の求めに応じて、第2に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会の所掌する事務及び部会員は、別表第1のとおりとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、第6の3の規定にかかわらず、当該部会の所掌事務及び部会員を変更することができる。

(部会の運営等)

第7 部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8 委員会及び部会の庶務は、企画経営室企画調整課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定による報告をもって廃止する。

別表1（第6関係）

(1) 環境・都市部会

まちづくりの基本目標 住みやすさを感じるまち、地球環境にやさしいまち	
分野	防犯、防災、消防、交通安全、交通環境、公共下水道 環境保全、環境負荷の軽減
部会員 【職名】	環境部長、都市建設部長、環境部環境政策課長、環境部ごみ対策課長、都市建設部都市計画課長、都市建設部都市政策担当課長、都市建設部施設管理課長、都市建設部施設建設担当課長、市民部防災防犯課長

(2) 福祉・健康部会

まちづくりの基本目標 健康で幸せにすごせるまち	
分野	保健医療、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、民間福祉サービス
部会員 【職名】	福祉保健部長、福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部障害福祉課長、福祉保健部介護福祉課長、福祉保健部健康課長、福祉保健部保険年金課長、福祉保健部主幹（保険年金担当）

(3) 子ども・教育部会

まちづくりの基本目標 子どもの未来と文化をはぐくむまち	
分野	学校教育、子育て支援、青少年の健全育成、文化、生涯学習、生涯スポーツ
部会員 【職名】	子ども家庭部長、教育部長、指導室長、子ども家庭部子育て支援課長、子ども家庭部保育課長、教育部総務課長、教育部学務課長、教育部生涯学習課長、教育部図書館長、福祉保健部健康課長

(4) 地域振興部会

まちづくりの基本目標 にぎわいと活力あふれるまち	
分野	地域産業、農業、地域コミュニティ、消費生活
部会員 【職名】	市民部長、市民部産業振興課長、市民部生活文化課長、企画経営室企画調整課秘書広報担当課長、都市建設部都市計画課長、都市建設部都市政策担当課長

(5) 計画推進部会

基本構想実現のために 各分野間の調整・計画の推進	
部会員 【職名】	行政管理担当部長、財務部長、市民部産業振興課長、企画経営室行財政改革担当課長、企画経営室総務課長、企画経営室職員課長、企画経営室情報システム課長、財務部財政課長、財務部管財課長

用語集

	用語	用語の意味	掲載ページ
ア 行	ICT (Information and Communication Technologyの略)	情報通信技術。	96
	アクセシビリティ	高齢者、障害者を含む誰もが、さまざまな製品、建物、情報、サービスなどを支障なく利用できるかどうかの度合いを示す言葉。	21
	意匠	製品、建物などの形や色、模様に加える装飾上の工夫、デザイン(外観)。意匠法で、「物品(物品の部分を含む。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義される。	48
	一般会計	市税を主な収入源として、行政運営の基本的な経費や事務事業を執行するための事業費を計上して経理する会計。	25、52、74
	インフラ (インフラストラクチャーの略)	都市における社会生活、経済活動を円滑に維持し、発展を図るための基盤となる施設。道路、鉄道、港湾、上下水道、電気、ガス、通信などの施設。	1
	NPO (Non Profit Organizationの略、民間非営利組織)	行政や企業から独立して、社会貢献や慈善活動などの公益的活動に従事する非営利組織。平成10年成立した特定非営利活動促進法(NPO法)は保健・医療・福祉・社会教育・まちづくり・国際協力など12分野を指定している。	20、57、98、102
	援農ボランティア	農業者の高齢化などによって担い手不足となっている農家に出向き、農家の指示により農作業を手伝うボランティア。	28、29
カ 行	介護給付費	介護サービスを利用するのに必要な費用のうち、本人利用負担分(原則サービス対価の1割)を除いたもの。半分を保険料、残り半分を公費で賄っている。	62、63
	介護予防サービス	高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営めることができるよう支援することを目的に実施する地域支援事業における介護予防事業で、運動器の機能向上や口腔機能の向上、認知症予防などの事業を実施する。	9
	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム。寝たきりや認知症により常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所する施設。	61
	化石燃料	石油、石炭、天然ガスなどの過去の生物に由来する有機質の燃料資源。	112
	危機管理体制	緊急事態に迅速かつ一貫して対処するために、情報収集や分析を行い、戦略的な対応策を立案するための体制。	40、41
	北多摩北部保健医療圏	医療法により「東京都保健医療計画」において定められた小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の5市からなる二次保健医療圏。	70
	行政評価制度	地方公共団体が実施する事業について、費用対効果などの面から実施結果の検証を行い、次年度以降の事業の見直しなどにつなげることを目的とする制度。	24
	協働	市民活動団体や行政、企業など、異なる主体同士が、互いの長所を生かしながら、協力して課題解決に取り組むこと。	2、8、9、20、23、26、56、102、108、109、110、111

	用語	用語の意味	掲載ページ
カ行	ケアマネジャー	その人の健康状態や家族状況、希望などを把握し、最も適切なサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）を作成したり、サービスが円滑・適正に提供されるよう調整などを行う介護保険制度における専門職。	61
	健康寿命	人の寿命や余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。	72
	国勢調査	我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査。日本国内に住んでいるすべての人・世帯を対象として5年ごとに行われる。	11
	コーホート要因法	コーホート人口（同年または同期間に出生した集団）の変化を自然動態と社会動態に分けた上で、将来の人口を推計する方法。	11
	(先駆型) 子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する総合的な支援をめざして設置され、育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みにも応え、地域の子育て支援活動の推進をめざす機関。 先駆型：従来の子ども家庭支援センターの機能に加え、児童相談所と連携した見守りサポート事業、養育支援訪問事業などを実施する。	87
	コミュニティゾーン	地区内の安全性、快適性、利便性の向上を図ることを目的として、住宅地などへ入る通過車両の進入を抑制し、歩行者、自転車、自動車がお互いに安全に通行できる環境づくりをめざす区域。	44
	コミュニティバス	既存のバス路線では補えない需要に対応するため、住宅地と公共施設、医療施設、商店街、鉄道駅やバス停などを結び、地方公共団体などが運行するバス。	50,51
サ行	在宅サービス	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、居宅で介護を受ける場合に利用できるサービス。	60,61,87
	自主財源	地方公共団体が自主的に徴収または収納できる財源をいう。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料などがある。	25
	自主防災組織	住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織。	40,41
	持続可能	将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲で社会的発展を進めようとする理念。	2,12
	自治基本条例	自治の仕組みや、まちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例という形で法的根拠を持たせるもの。条例の名称は自治体によって異なる。	20
	指定管理者	地方公共団体が、指定管理者制度に基づき、公の施設の管理運営を行わせるために、期間を定めて指定する民間事業者など。	98
	指定文化財	文化財保護法に基づき、国や県、市町村が指定選定して保護の対象としている文化財。	102
	児童虐待	親または養育者が子ども（18歳未満）に対し、身体的・精神的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないなどのこと。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（不適切な養育・保護の怠慢）、心理的虐待の4つのタイプに分類されている。	22,86,87
	市民農園	市が農地を借り上げ、市民に貸し出す農地。市民が季節ごとの野菜づくりや園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わう。市民相互の交流やコミュニティづくりにも寄与する目的を持つ。	28,29

用語	用語の意味	掲載ページ
社会福祉協議会	社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。社会福祉を目的とする事業者や活動を行う者が参加している幅広い組織であり、福祉にかかる情報提供や相談活動、福祉学習、市民の自主的な福祉活動の支援、地域生活を支援するサービスなど幅広い活動を展開している。	56
循環型社会	生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、廃棄物の発生と天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。	7, 114
障害者就労支援室	一般就労を希望する障害者に対し、就労の準備、求職活動、職場定着に至るまでの相談支援を行い、障害者の就労機会の拡大と促進を図る機関。	67
障害者地域自立生活支援センター	在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、情報の提供などを総合的に行う機関。	67
少子高齢化	少子化と高齢化が同時に進むこと。	23, 25, 34, 98, 114
情報格差	情報通信技術（ICT）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる情報収集機会や情報収集力の格差。	21
情報公開制度	「東久留米市情報公開条例」に基づき、だれでも行政文書の開示を請求することができる制度。	21
情報セキュリティ	情報や情報を扱う機器、ネットワークなどの安全性を確保すること。情報の漏洩の防止、情報の改ざんや破壊の防止、情報が常に利用可能な状態を維持すること。	24
情報モラル	情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術など。	93
食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現するために行われる教育。	12, 72, 82, 90, 91
親水（事業）	水や川に対する親しみを深めることができるよう、公共下水道の整備などに合わせ、水路などを美しくよみがえらせ、市民の憩いや安らぎの場とする事業。	108
スクールカウンセラー	児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う心の専門家。	90
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。糖尿病、心筋梗塞、脳卒中、ガンなどを含む。	6, 72, 73
生産緑地地区	市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区。指定されると、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が規制される。	12, 29, 48, 48
精神障害者地域生活支援センター	地域で生活する精神障害者に対して、日常生活の相談、支援、地域交流などを行う機関。	67
セーフティーネット	病気、事故、失業、災害、犯罪など不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するために、あらかじめ国や自治体、個人が備えているさまざまな対策。	76
全国総合開発計画、新全国総合開発計画	国土総合開発法に基づく国土づくりの指針となる計画。	1

サ
行

	用語	用語の意味	掲載ページ
夕行	男女共同参画社会	男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会。	3, 23, 30
	地域子育て支援センター	保育士などの専任の職員を配置し、地域の子育て家庭の育児不安などについての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための施設。	87
	地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。	34, 35, 42
	地域ブランド	地域内外の資金・人材を呼び込み地域に好循環をもたらし、持続的な地域経済の活性化を図ることを目的として、地域に存在する自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の付加価値を高め、差別化を図るもの。	29
	地域包括ケア体制	生活上の安全、安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。	62, 63
	地域包括支援センター	平成18年の介護保険法改正に伴い創設された、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、保健、医療、福祉のさまざまな面から、総合的に相談に応じ、支援していく機関。	63
	地区計画	一定の区域を単位として、地区の特性に応じた土地利用の方針を定め、その方針に基づき、道路、公園などの配置や建築物に関するルールを定めることにより、良好な市街地環境の形成、保持を図る制度。	48, 49
	地産地消	地域生産地域消費の略。地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。	8, 12, 28, 29
	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。	25
	地方分権改革	国が地方に対する画一的な関与を廃止・縮小したり、国の事務・権限や財源を地方に移したりすることで、地域の特性や実情に応じた地域づくりが実現できるよう行政の仕組みを変えていこうとするもの。	1, 3
	超高齢社会	総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が21%を超えた社会。WHO（世界保健機関）では、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と定義している。	6, 58, 60
	低周波騒音	100Hz以下の低周波数の可聴音と超低周波音を含む音波による低周波音の騒音で、低周波音の知覚により圧迫感、振動感や頭痛、吐き気などがもたらされる心理的・生理的影響などを受けることがある。	112
	東京の名湧水57選	東京都が選定した東京都内の優れた湧水。都内区市町村ならびに都民から推薦された湧水を基本として、水量や水質、その由来、景観などに優れたもののうち、一般公開されており都民が身近に触れることができるものを対象としている。	7, 108

	用語	用語の意味	掲載ページ
夕行	透水性舗装	舗装内の空隙を利用して路面に降った雨水を、そのまま地中に還元する機能を持つ舗装。	47
	特別会計	特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置する会計。	25
	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）を対象とし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。	94, 95
	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	95
	都市型水害	都市部で、異常気象に伴う局地的な集中豪雨いわゆるゲリラ豪雨などにより、中小河川や下水道の処理能力を超えた水量が流れ込むことでおこる水害。	52
	都市計画道路	都市計画で定められる都市施設のうち、都市計画決定された道路。都市の骨格を形成するとともに、自動車交通体系の根幹となる。	12, 46, 47, 50
	都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市や地域の将来像を定め、都市計画・まちづくりの指針となるもの。	12, 48, 49
	都立六仙公園	東久留米市のほぼ中心（中央町三丁目）に位置し、北多摩地域における緑の拠点として計画された約15ヘクタールの都立公園。	48, 49
ナ行	二次保健医療圏	一般の医療需要に対応するために東京都が設定する区域で、入院医療を圏内で基本的に確保し、医療機関の機能連携に基づく医療サービスや、広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供するための地域的単位。	70
	認可保育所	児童福祉法等により設置運営に関する基準が定められた児童福祉施設で、保護者が仕事や病気などの理由によって、日中家庭で児童を保育できないとき、保護者に代わって児童を保育する施設。	81
	認証保育所	東京都が定める認証基準（保育室の面積や職員配置などの基準）を満たして設置された認可外保育施設。	81
	農作業受委託	農作業の一部または全部を、農地の権利者と農作業を請け負う農業者や農協、農業法人等とが委託・受託すること。農業の担い手が不足する中、農作業の継続が困難になっている農家が多い現状において、不耕作地の発生を防ぐ手段の一つ。	29
	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域のなかでともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。	9, 64, 65
ハ行	パブリックコメント	意見公募手続。地方自治体などが重要な施策などを定める際に、事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を求めるもの。	21
	バリアフリー（化）	障害者や高齢者などが生活を営むうえで、支障がないように、建物や道路などの設計・施工を行うこと。	5, 21, 45, 47, 59, 64, 65

	用語	用語の意味	掲載ページ
八 行	ヒートアイランド	人口集中による熱の大量放出、都市化によるコンクリートやアスファルトなどの人工物の増加、自動車、エアコンなどによる排熱の増加、緑地などの自然空間の減少により地表面での熱の吸収が行なわれず、都市部に熱が溜まる現象。郊外よりも気温が高くなり、等熱線を描くと、都市部を中心とした島のようになることからこのように呼ばれる。	112
	ビオトープ	野生の動植物が生息でき、生態系が機能する空間。	112
	病児・病後児保育	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された施設において保育及び看護ケアを行う保育サービス。	81
	ファシリテーション	グループ活動が円滑に行われるように、中立的な立場から支援を行うこと、そのための技術。	26
	平成の名水百選	環境省が選定した全国各地の「名水」とされる100か所の湧水・河川（用水）・地下水。東京都内では、「落合川と南沢湧水群」が唯一選定されている。	7,108
	放課後児童クラブガイドライン	放課後児童クラブを運営するにあたって必要な基本的事項を示し、望ましい方向をめざすために厚生労働省が作成したガイドライン。	80,81
	ホームヘルパー	介護保険制度における訪問介護員。在宅の高齢者や障害者宅を訪問し、身体の介護や家事援助サービスを提供する。	61
	ボランティア活動	個人の自発的な意思に基づく自主的な活動。	56,57,93、 100,110
マ 行	緑のカーテン	ツル性植物で建物の窓辺や壁面を覆うこと。熱のエネルギーの遮断効果、葉の気孔からの水分蒸散により、日差しを和らげ室温の上昇を抑える効果がある。	96
	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者であり、児童福祉法による児童委員も兼ねている。高齢者や児童などの生活状態の適切な把握、相談や助言、その他の援助を行うこと、福祉サービスの情報提供などの活動を行い、行政とのパイプ役にもなっている。	57
ヤ 行	屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えられた林。	110,111
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無の区別なく、すべての人が利用しやすいように配慮された製品、建築物、生活空間などのデザイン。	5
	要介護認定者	介護保険制度において、要介護・要支援状態にあるとして認定された65歳以上の人及び特定疾病のある40歳以上65歳未満の人。	60
ラ 行	ライフスタイル	生活様式。衣食住をはじめ職業や居住地等の選択、社会とのかかわり方などを含む、広い意味での暮らし方、生き方のこと。	34,105
ワ 行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす概念や取り組み。	23